

情 報

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について …… 2

令和6年11月26日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

千葉運輸支局
自動車運送事業監査室

(1) 行政処分等の年月日	令和6年11月26日
(2) 事業者の氏名又は名称	ザ・オリエンタルバス株式会社 (法人番号: 8430001067376) 代表者 間宮 修平
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 東京都港区東新橋1-1-19-11F (千葉営業所) 千葉県八街市四木106
(4) 行政処分等の内容	文 書 警 告
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項
(6) 違反行為の概要	令和6年8月19日及び令和6年8月29日、定期的な監査を実施。1件の違反が認められた。(1)運転者に対する指導監督義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 0点 当該事業者の累積点数 1点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)

令和6年11月26日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

東京運輸支局
自動車運送事業監査室

(1) 行政処分等の年月日	令和6年11月26日
(2) 事業者の氏名又は名称	株式会社HONOLULU (法人番号：5010901021923) 代表者 森坂 竜夫
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 東京都目黒区平町1-11-16 (目黒営業所) 東京都目黒区平町1-11-16
(4) 行政処分等の内容	文 書 警 告
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項
(6) 違反行為の概要	令和6年8月28日及び令和6年9月4日、定期的な監査を実施。1件の違反が認められた。(1)運転者に対する指導監督等義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 0点 当該事業者の累積点数 0点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)

令和6年11月26日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

関東運輸局
自動車運送事業安全監理室

(1) 行政処分等の年月日	令和6年11月26日
(2) 事業者の氏名又は名称	株式会社ジョイフル観光 (法人番号: 4120101043592) 代表者 原田 優美
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 東京都足立区南花畑3-8-9 (本社営業所) 東京都足立区南花畑3-8-9
(4) 行政処分等の内容	輸送施設の使用停止 60日車
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第24条第5項
(6) 違反行為の概要	令和5年10月11日、令和5年10月31日及び令和5年11月13日、定期的な監査を実施。9件の違反が認められた。(1) 事業計画の変更認可違反(道路運送法(以下「運送法」)第15条第1項)、(2) 軽微事項に係る事業計画の事後変更届出違反(運送法第15条第4項)、(3) 運送引受書の記載事項の不備(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第7条の2第1項)、(4) 勤務時間等基準告示の遵守違反(運輸規則第21条第1項)、(5) 点呼の記録義務違反(運輸規則第24条第5項)、(6) 業務の記録の記録事項の不備(運輸規則第25条第2項)、(7) 運行指示書による指示等義務違反(運輸規則第28条の2第1項)、(8) 運転者に対する指導監督等義務違反(運輸規則第38条第1項)、(9) 法人の役員、社員又は定款、寄付行為の変更届出(運送法施行規則第66条第1項第8号)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 6点 当該事業者の累積点数 6点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)